

「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視」の勧告に対する その後の改善措置状況

実地調査：平成22年12月～24年1月
 勧告先：厚生労働省
 勧告日：平成24年 1月31日
 回答日：（1回目）平成24年11月30日
 （2回目）平成26年 4月15日

〈参考〉

平成23年 1月現在

完全失業率	4.8%
有効求人倍率	0.60倍
就職率	29.0%
求人充足率	28.6%



平成26年 2月現在

完全失業率	3.6%
有効求人倍率	1.05倍
就職率	35.2%
求人充足率	21.1%

主な勧告(調査結果)

求人・求職者の適格紹介のための基本業務の徹底

求人・求職ニーズや状況に応じた効果的・的確な職業紹介業務の推進

地方公共団体等の職業紹介事業等に対する支援・連携の強化

主な改善措置状況

求職票・求人票の完全記入、職業相談記録の充実等基本業務の再徹底（ほぼ100%の安定所が勧告事項に対応）

各安定所が、広域職業紹介の積極的な実施、職業訓練受講者に対する訓練成果を生かせる職業への就職支援、未充足求人フォローアップ強化等を推進

職業紹介に必要な求人情報のオンライン提供等による支援・連携の実現

求人と求職者の効果的な結合に寄与

1 求人・求職者の適格紹介のための基本業務の徹底

[勧告事項]

- ① 安定所の職業紹介に不可欠な基本業務のうち、特に次の事項について、安定所への指導を徹底
 - i) 求職者の希望条件の的確な把握等、求職票の完全記入
 - ii) 求人内容の正確性・明確性の確保
 - iii) 求人・求職者の相談内容の記録の励行
その際、ハローワークシステムにおけるチェック機能の強化等の実効的な措置の実施
- ② 求人条件と実際との相違に関する苦情の的確な把握、是正指導等の必要な措置の徹底を安定所に指導



[厚生労働省の改善措置]

- 平成24年度に引き続き、25年度も安定所における基本業務の運営及び職業紹介(マッチング)の効果的な実施に係る重点事項を、安定所に対し指示
- 平成25年度当初における勧告事項についての全安定所(分室・労働出張所を除く525安定所)の実施状況を把握。その結果等を基に、平成25年6～8月の各都道府県労働局職業安定課長ヒアリングで安定所の取組状況を把握し、取組不十分なものには再指導
- 基本情報の未登録等のエラー防止、業務の効率化のためのハローワークシステム改修(平成24年12月)



[安定所等における具体的な取組等]

- ① **平成25年度当初における勧告事項についての全安定所の実施状況を把握**
 - i) 求職者の希望条件の把握・記録(遅くとも紹介時点までに求職票をほぼ完全記入)
実施安定所の割合:100%
 - ii) 求人票の法令違反、内容明確化のチェック、ほぼ完全記入
実施安定所の割合:100%
 - iii) 職業相談の記録徹底(ほぼ全ての相談について記録)
実施安定所の割合:100%**その後もフォローアップを行い、取組不十分なものには再指導**
- ② **求人内容と実際の労働条件の相違に関する苦情の事実確認、是正指導及び記録・集計**
実施安定所の割合:99%
求職者から求人内容と実際の労働条件とが相違しているとの申出があった件数等は、全国で7,783件(平成24年度)

2 求人・求職者のニーズや状況に応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進

[勧告事項]

- ① 求人・求職者の意向を踏まえ、安定所間相互における広域職業紹介を積極的に実施
- ② 職業訓練修了後には、訓練受講が有利に働くような職種の紹介を徹底
- ③ 未充足求人の原因分析、求人条件緩和指導等による未充足求人のフォローアップの強化



[厚生労働省の改善措置]

- 安定所における職業紹介(マッチング)の効果的な実施に係る重点事項を安定所に対し指示
- 平成25年度当初(4月・5月)における勧告事項についての全安定所の実施状況を把握。その結果等を基に、平成25年6～8月の各都道府県労働局職業安定課長ヒアリングで安定所の取組状況を把握し、取組不十分なものには再指導



[安定所における具体的な取組]

- ① **広域紹介(求職者、求人者のニーズを踏まえ、他所求人への紹介や他所への充足依頼等を実施)** 実施安定所の割合:97%
※ ハローワークシステムの改修もあり、他の安定所への求人充足依頼件数増
(平成24年度 1,955/月→25年度 3,504件/月)
- ② **職業訓練受講者に対する訓練成果を生かせる職業への就職支援(求職情報公開、個別求人開拓等)** 実施安定所の割合:99%
- ③ **未充足求人の原因分析(実施安定所の割合:97%)、更改求人に対する条件緩和指導(同:99%)、条件緩和を行った求人の積極的な周知(同:99%)**

3 地方公共団体等における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携の強化

[勧告事項]

地方公共団体等における無料職業紹介事業の効果的な実施のため、地方公共団体に提供する求人情報を充実・拡大



[厚生労働省の改善措置]

地方公共団体単位での労働市場情報や、地方公共団体の区域を就労場所とする求人情報一覧表、求職情報一覧表等を、地方公共団体の要望に応じて積極的に提供するように安定所に指示等



[安定所における具体的な取組]

- 地方公共団体からの要望により、17の地方公共団体に対して安定所から電子媒体による求人情報の提供を実施
- 平成26年9月から、ハローワークの求人情報を民間人材ビジネス事業者に対してオンライン提供する予定

公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|----------------|
| 1 実施時期 | 平成22年12月～24年1月 |
| 2 調査対象機関 | 厚生労働省、地方公共団体等 |

【勧告日及び勧告先】 平成24年1月31日 厚生労働省

【回答年月日】 平成24年11月30日 厚生労働省

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成26年4月15日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 雇用失業情勢は、有効求人倍率が0.67倍、完全失業率が4.1%（以上、季節調整値 平成23年9月）と、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然厳しい状況（平成23年1月：有効求人倍率0.60倍、完全失業率4.8%、24年7月：有効求人倍率0.83倍、完全失業率4.3%）
- 経済情勢により求職者数・求人数は増減するが、求人の充足率及び就職率は3割前後で推移（平成23年9月：充足率：27.6%、就職率：30.7%）（平成23年1月：充足率：28.6%、就職率：29.0%、24年7月：充足率：24.2%、就職率：31.8%）
- 公共職業安定所（以下「安定所」という。）が行う職業紹介による求人と求職者の効果的な結合（マッチング）は、若年者雇用、高齢者雇用、障がい者雇用等と並び職業安定行政における大きな課題の一つ
- 安定所は、情報提供の充実、求職者ニーズに対応した求人開拓、スキル不足や年齢等が就職のネックとなっている求職者への支援等のマッチング対策を実施しているが、依然として未充足求人が多い状況
- また、地方公共団体やNPO法人においても、安定所と連携し、無償の職業紹介や就業支援事業に取り組む例あり
- この行政評価局調査は、安定所における雇用のミスマッチの解消を図り、求人・求職者の結合を促進する観点等から、11都道府県労働局（以下「労働局」という。）、31安定所を抽出し、安定所における職業紹介業務の実施状況、地方公共団体等が行う無料職業紹介事業等に対する支援・連携状況等を調査したもの
- その後、雇用失業情勢は、有効求人倍率が1.05倍、完全失業率が3.6%（以上、季節調整値 平成26年2月）と持ち直し
- また、平成26年2月現在の求人の充足率は21.1%、就職率は35.2%と、求人・求職状況に即して変化

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 安定所における適格紹介の積極的な実施 (1) 求人・求職者の適格紹介のための基本業務の徹底 (勧告要旨)</p> <p>① 安定所の職業紹介における求職者と求人との結合をより一層進める観点から、職業紹介に不可欠な基本業務のうち、特に、次の事項について、安定所の関係職員等への指導を徹底すること。</p> <p>i) 求職受理時等において、求職者の希望する仕事、希望勤務地や重要な求職条件を的確に把握し、記録を徹底すること。</p> <p>ii) 求人票における求人内容の適法性、正確性及び明確性を確保するための確認等の措置を徹底すること。</p> <p>iii) 職業相談内容の記録を徹底すること。</p> <p>その際、労働局・安定所の意見を踏まえてハローワークシステムの改修を行い、チェック機能を強化するなど、実効的な措置を講ずること。</p> <p>② 職業紹介の採否結果、不採用の場合の理由の把握・確認について、関係者の意見を踏まえ、不採用理由の区分を見直すなどにより、求人者からの通知の励行を図るとともに、安定所からの照会・確認を早期に実施し、その結果を求職者・求人者支援に十分活用するよう安定所を指導すること。</p> <p>③ 求人条件と実際の相違に関する苦情を的確に把握し、必要な措置の実施を徹底するよう安定所を指導すること。その際、求人者指導に関する実施基準を定めるなど、安定所が統一的かつ効果的に紹介保留措置等の求人者指導を実施できるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(説明) ≪制度の概要≫</p> <p>○ 安定所は、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び一般職業紹介業務取扱要領（平成16年11月1日付け職発第1101001号別添。以下「紹介要領」という）等に基づき、職業紹介業務を実施。</p> <p>○ 厚生労働省は、職業紹介を進める上で必要不可欠な下記の業務を「基本業務」として、安定所に対して通達等により、その徹底を図るよう重ねて指示。（注） [基本業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 的確な求職受理（求職申込書・求職票の完全記入） ・ 求人内容の正確性・明確性の確保 ・ 求人・求職管理情報（職業相談の内容等）の記録など7項目 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：一回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：二回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>〈改善状況〉</p> <p>→① 平成24年2月2日に発出した各労働局職業安定部長宛て通知（『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について』（職首発0202第1号・職政発0202第1号）。以下「平成24年2月2日付け通知」という。）を基に、同日に開催した全国職業紹介関係業務担当者会議（以下「担当者会議」という。）、同年2月3日及び同年4月20日に開催した全国職業安定部長会議等（以下「安定部長会議等」という。）において、各安定所の担当職員・相談員に対する求職者の希望条件の把握と記録、求人条件の確認と求人に対する助言・指導、職業相談内容の記録の徹底指導を指示</p> <p>また、平成24年3月に求人受理時のポイントを明示した「求人受理確認ポイント集」や求職管理情報の記録スキルを向上させるための研修用DVD等を配付し、活用を促進</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>ハローワークシステムについては、平成24年中に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職申込み時に、職業紹介を行う上で重要な基本情報（希望就業地等）が求職管理情報に未登録である場合、その旨を警告表示し、求職者への聴取や入力を促す機能を追加する、 ・ パート求人受理時、賃金欄に時給を登録する際に誤って日給、月給を登録することのないよう警告表示する、 <p>等、エラーの防止等基本業務の徹底や、業務の効率化に資する改修を予定</p> <p>⇒① 平成25年2月1日に開催した全国職業安定部長会議（以下「2月1日安定部長会議」という。）において、「平成25年度職業紹介</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(注) 基本業務の徹底については、当省東北管区行政評価局等が平成 17 年度に実施した「ハローワークにおける求人求職情報の適正化に関する行政評価・監視」の結果に基づき、関係労働局に対して、改善を図るよう指摘しており、厚生労働省も、指導通知を发出して、求人内容の正確性・明確性の確保を徹底するよう労働局・安定所を指導している。</p> <p>○ 採否結果の確認及び不採用理由の把握 紹介要領で、安定所は確認した紹介事案の採否結果について、必ずハローワークシステムに入力するとともに、不採用等の情報が把握された場合には、求人管理情報又は求職管理情報のいずれかにコメントを追加してその後の職業相談・職業紹介に役立てることとされている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 抽出調査した 31 安定所の求職者 930 人、1,395 求人の中には、次のような不適切な例があり、基本業務の一層の徹底が必要</p> <p>i) 求職者の希望する仕事や求職者の適職等の把握が不的確</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職票の「希望する仕事」が未把握 …………… 29 安定所 67 人 ・ 求職票の「適職」が未把握 …………… 21 安定所 52 人 ・ 求職者の「希望勤務地」が未把握 …………… 29 安定所 117 人 等 <p>ii) 求人内容の適法性・正確性・明確性の確保が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人票の賃金が最低賃金額を下回る …………… 6 安定所 11 求人 ・ 雇用保険等の適用対象求人に加入表示なし …… 9 安定所 10 求人 ・ 求人業務経験を求めながら、若年の年齢制限… 2 安定所 5 求人 ・ 月平均労働日数や年間休日数が不相当 …… 23 安定所 182 求人 等 <p>iii) 求職者の職業相談の内容の記録が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の内容や求人紹介時の状況に関するハローワークシステムへの記録なし ……31 安定所の相談記録延べ 10,682 件のうち、7,589 件(71%) 等 <p>○ 安定所の基本業務の徹底のため、担当者への指導、職員によるチェック、労働局・本省による定期的なチェックが行われているが、不適切な例が引き続きみられる状況</p> <p>○ 採否結果の確認及び不採用理由の把握が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 採否結果の確認が未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介実績のある 31 安定所の求職者 775 人(延べ紹介件数 6,768 件)中 …………… 14 安定所 53 人(187 件) 	<p>基本業務の運営に係る重点事項（基本的考え方）」により、マッチング強化に直結する基本業務の質的向上のため、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、求職者のニーズを踏まえた職業相談の実施及び職業相談記録の徹底、求人票の記載内容の充実などを各労働局職業安定部長に指示</p> <p>また、平成 25 年 3 月 28 日付け「職業紹介業務に係る総務省勧告事項等に関する対応状況のフォローアップについて」（事務連絡）（以下「勧告対応状況調査」という。）により、平成 25 年度当初（4 月・5 月）における勧告事項についての全安定所（分室・労働出張所を除く 525 安定所）の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者の希望条件の把握・記録（求職票について、求職受理時点で不十分なものであっても、紹介時点までにほぼ完全記入：実施所割合 100% ・ 求人票の正確性、明確性の確保（法令違反のチェック、内容の明確化のための確認を行い、ほぼ完全記入）：実施所割合 100% ・ 職業相談内容の記録の徹底（ほぼ全ての相談について記録がされている。）：実施所割合 100% <p>さらに、平成 25 年 3 月 29 日付け「平成 25 年度における職業紹介関係本省ヒアリングの実施について」（職公発 0329 第 5 号・職首発 0329 第 8 号）に基づき、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（6 月～8 月）において、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>なお、平成 24 年 12 月 22 日に基本業務の徹底に資するエラー防止、業務の効率化に資するハローワークシステムの改修を実施済み</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受理の求職票の記載内容を点検する体制構築（おおむね全ての安定所）

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介実績のある 31 安定所の 976 求人(延べ紹介件数 6,849 件)中 24 安定所 151 求人(300 件) ◆ 不採用理由の把握が不十分(不採用の場合の理由が「その他」のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 不採用がある 31 安定所の求職者 556 人(不採用延べ 3,768 件)中 31 安定所 344 人(1,054 件) ・ 不採用がある 31 安定所の 641 求人(不採用延べ 3,697 件)中 31 安定所 373 求人(1,098 件) ○ 求人条件の妥当性の確認がなされていないものあり ○ 求人条件と実際の相違に関する苦情の受付状況を把握・集計していないものあり ○ 年齢を理由とした応募断念又は不採用となったケースへの不十分な対応あり ○ 紹介保留措置が所ごとにバラバラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に求職管理情報の内容を点検する体制構築(全ての労働局又は安定所) ・ i) 労働条件の正確な記載についての説明及び求人内容の聴取を実施、ii) 求人票の記載内容を所長・統括職業指導官等が点検するなど、求人受理時の条件確認を確実にを行う体制構築(全ての安定所) ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、平成 25 年 8 月 26 日付け『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について(職首発 0826 第 1 号)により、新規受理求職票・求人票の全件点検及び不備・不足点の修正・補強、求職管理台帳・求人管理台帳・事業所管理台帳の定期点検などの更なる指導の徹底を労働局に再度指示し、同年 10 月までの報告及び 12 月までのフォローアップ調査により改善が図られていることを確認 <p>→② 職業紹介の採否結果等については、求人者からの通知励行を図るため、平成 23 年 12 月に採否結果通知書の様式及び不採用理由の区分を見直すとともに、安定所における採否結果の早期・確実な確認のため、23 年 12 月及び 24 年 3 月に、ハローワークシステムに担当者別の紹介状況を一覧表示する機能や、安定所ごとに採否が未確認である紹介情報を一覧表示する機能を新設し、採否結果の確認における活用を促進</p> <p>また、様式・区分の見直し及びハローワークシステム改修を踏まえ、平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、採否確認及び採否結果の職業紹介(マッチング)への活用等を徹底するよう指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成 24 年 9 月 24 日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒② 「2月1日安定部長会議」において、基本業務総点検結果を踏ま</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>えた重点事項として、採否結果の理由の把握と職業相談・紹介時での活用を労働局に指示</p> <p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初（4 月・5 月）における勧告事項についての全安定所（525 安定所）の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採否結果の確認（原則として翌月末までに確認し、システム入力）：実施所割合：98.9% ・ 不採用理由の把握（不採用理由を確認し、マッチングに活用）：実施所割合：98.7% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（平成 25 年 6 月～8 月）において、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者が自ら職業紹介した案件の採否結果を確認する体制を構築（おおむね全ての安定所） ・ 不採用理由を事業所から詳細に聞き取り、分析する安定所も徐々に増加 ・ 「『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について」（前出）により、職業紹介担当者に対する採否結果の確実なフィードバックの徹底を労働局に再度指示し、同年 10 月末までの報告及び 12 月までのフォローアップ調査により改善が図られていることを確認 <p>③ 求人者指導については、平成 24 年 2 月 2 日に発出した各労働局職業安定部長あて通知により、求人条件の妥当性が疑われる場合の紹介保留の運用について疑義がある場合は、各労働局から本省へ照会させることとし、安定所が統一的かつ効果的に実施できるよう措置</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成 24 年 9 月 24 日付けで労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒③ 「2月1日安定部長会議」において、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、求人内容と実際の労働条件の相異についての事実確認・指導の徹底を労働局に指示</p> <p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初（4月・5月）における勧告事項についての全安定所（525 安定所）の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人内容と実際の労働条件の相違に対する対応（苦情に対する事実確認と是正指導、その記録、集計）：実施所割合 99.2% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（平成 25 年 6 月～8 月）において、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人内容と実際の労働条件の相違が判明した場合は、事実確認及び必要な是正指導を行い、その顛末までを記録（全ての安定所） ・ 求人開拓推進員等の事業所訪問により、求人内容と実際の労働条件との相違の有無を確認（おおむね全ての安定所） ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について」（前出）により、①事業所に対する指導の徹底、②求人内容と実際の労働条件が相違した場合の事実確認、是正指導及び記録の徹底、などの更なる指導の徹底を労働局に指示（改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認）

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(2) 求人・求職者のニーズや状況に応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進 (勧告要旨)</p> <p>① 労働局管内の複数の安定所やその他の労働局にまたがる広域的な労働市場圏について、労働力の需給情勢の分析を徹底するとともに、その結果及び求人・求職者の意向を踏まえ、安定所間相互における求人充足の依頼及び広域職業紹介を積極的に行うよう安定所を指導すること。</p> <p>(説明) <<制度の概要>> ○ 労働市場の分析による安定所間の求人充足の依頼及び広域職業紹介等の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の安定所が協力し、相互間の求人連絡が日常的、積極的に行われることが必要。(紹介要領) ・ 求職者にとって最もよい就職の機会を与える場合等については、広域職業紹介を実施するよう努めなければならない。(安定法施行規則第12条) <p><<調査結果>> ○ 広域的な職業紹介等の実施が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の求人に就職する求職者が多い他の安定所(川口、千葉南、鶴見など)に対して求人充足の依頼が行われていない(飯田橋安定所) ・ 求職者が管外や都道府県外の求人の紹介を許容しているものの、その紹介が行われていないものが466人中97人(うち、68人は未就職) 	<p>○ 求職者から求人内容と実際の労働条件とが相違しているとの申出があった件数等は、全国で平成24年度7,783件であり、これらに対して迅速な事実確認をした上で、是正指導や職業紹介の保留などを実施</p> <p>[神奈川県] 求人内容と実際の労働条件に相違のあった505件を求人条件別・産業別に集計し、傾向を把握(例:特定の職種において、就業時間に繁閑による変更があり得るため、求人票に明記された勤務時間以外の勤務時間を求めることがある)することで、効果的に求人者に対する指導を実施</p> <p><改善状況> →① 平成24年2月2日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、広域的な労働市場の状況を分析した上で、求人充足依頼や求職者の他所求人への紹介などによる広域職業紹介に積極的に取り組むよう指導するとともに、同年3月に、他所への求人充足依頼処理ができるようハローワークシステムの改修を行い、活用を促進</p> <p>また、平成24年2月9日に発出した各労働局職業安定部長宛て通知(『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえた広域的な労働市場圏の設定、分析等の徹底について』(職政発0209第01号))により、広域労働市場圏の分析を徹底するよう重ねて指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒① 2月1日安定部長会議において、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、以下の事項を労働局に指示</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>【主な指示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業地を自所管内とする他安定所受理事求人の把握徹底 ・ 近隣局・所間の連携強化 ・ 総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよう、フォローアップの適切な実施 <p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初（4 月・5 月）における勧告事項についての全安定所（525 安定所）の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域紹介（求職者、求人者のニーズを踏まえ、他所求人への紹介や他所への充足依頼等を実施）：実施所割合 96.6% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（平成 25 年 6 月～8 月）において、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定所の管轄を超えた広域マッチング（大都市圏に所在する安定所では、他局の安定所と広域調整会議を開催。その他の地域は、隣接する他労働局の安定所との定期的な連絡会議等を実施） ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について」（前出）により、自所管内が就業場所である他所受理事求人の確実なチェックについて、更なる指導の徹底を労働局に再度指示（改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認） <p>このほか、広域マッチングについては、平成 25 年 7 月 18 日付け「首都圏における求人の沿線別検索の実施について」（職首発 0718 第 1 号）により、特に通勤可能な範囲が広く広域職業紹介の</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 求人開拓推進員が開拓した求人の充足状況を的確に把握するとともに、求職者ニーズの高い職種を中心に求人開拓を積極的に実施するなど、ニーズに応じた効果的な求人開拓方法とするよう安定所を指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 求人開拓の効果的な実施 安定所は、能力に適した職業に就く機会の確保(求職者)、必要とする労働力の確保(求人者)のため、必要な求人・求職者の開拓を行う。(安定法第18条)</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 求職者が求める求人の開拓が不十分</p> <p>i 求職者ニーズを踏まえた求人開拓が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの安定所でも「事務的職業」、「生産工程等の職業」の求職者ニーズが高いが、それらを最も多く開拓しているのは9安定所のみ。 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>必要性が高い首都圏を就業地とする求人の沿線別検索ができるよう沿線コードの付与についての対応を指示</p> <p>ハローワークシステム改修後(平成24年3月)、他所への求人充足依頼の件数は増加傾向(平成24年度23,455件(月平均1,955件)、平成25年度(平成26年2月現在)38,540件(月平均3,504件))</p> <p>[東京局]</p> <p>広域マッチングによる就職・充足実績の向上を図るため、求人受理所に登録している求職者のみならず、都内及び近県その他安定所に登録している求職者からも積極的に選定し、マッチングを図る「オール東京マッチング強化事業」を開始。</p> <p>(平成25年度上半期実績)</p> <p>選定対象求人 7,039人 対象求人の提案型紹介件数 18,251件 求人充足件数 3,825件(充足率 54.3%)</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→② 平成24年2月2日付け通知や平成24年3月16日に発出した各労働局職業安定部長宛て通知(「平成24年度求人開拓業務の具体的な取扱いについて」(職首発0316第3号))を基に、担当者会議及び安定部長会議等において、開拓求人の充足状況を毎月の記録表により的確に把握するとともに、求職者のニーズ、求人・求職バランスシート等を踏まえ、充足を意識した求人開拓を実施するよう指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成24年9月24日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒② 2月1日安定部長会議において、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよ</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規又は有効求人倍率が 1.0 倍以上の職業を最も多く開拓しているものが 17 安定所あり。 ・ 平成 22 年度の開拓求人充足率は 22.5%と一般(27.1%)より低い。 <p>ii 推奨事例：求職者のニーズを踏まえ、有効求人倍率が低く、有効求職者数が多い職種を中心に求人開拓を実施(沖縄安定所)</p> <p>iii 開拓求人 の充足状況を把握していない(2 安定所)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 求職者の就職の難易度に応じた効果的な支援を実施するというトライアル雇用事業の目的に沿った効果的な実施を図るため、トライアル雇用事業の運用に当たり、要領に則し、当該事業の対象者となる要支援者及び就職困難者の把握、対象者の選定を徹底し、適格な求職者の紹介を行うとともに、トライアル雇用事業の活用を希望する求人に対し、本来の目的にそぐわない、必要以上の、試行雇用開始前の選考や年齢制限が行われないようにするよう安定所への指導を徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ トライアル雇用事業</p>	<p>う、フォローアップの適切な実施を労働局に指示</p> <p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初(4 月・5 月)における勧告事項についての全安定所(525 安定所)の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人開拓の効果的実施(求職者のニーズを踏まえ、求人充足を意識した求人開拓の実施)：実施所割合 98.7% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング(平成 25 年 6 月～8 月)結果により、ほとんどの所で、求人開拓推進員が求人充足会議に参加しており、未充足求人 のフォローアップについても、求人開拓推進員が事業所訪問時に行うことをその方法の 1 つとしている所が多いことを確認</p> <p>取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、「『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について」(前出)により、求人充足会議の定期開催、全職員等による事業所訪問の計画策定などを再度指示</p> <p>(改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認)</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→③ 平成 24 年 2 月 8 日(同年 3 月 9 日付け一部改正)に発出した各労働局職業安定部長宛て事務連絡(『『公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視』の調査結果を受けた対応について』)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トライアル雇用対象者については、職業相談等を通じて、トライアル雇用対象者として適格と判断した場合に、対象者名簿を作成(又はハローワークシステムへ入力)することにより、これを選定・把握すること ・ 事業主への紹介に当たっては、求人数を超えた紹介によりトライアル雇用開始前に選考が行われることにならないよう、原則、

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>就労経験のない若年者等の就職困難な求職者を試行雇用した求人に奨励金を支給することにより、早期就職の実現等を図る。(トライアル要領)</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ トライアル雇用事業の運用が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象求職者名簿が未作成で対象求職者を的確に把握していない(26 安定所) →安定所が必ずしもトライアル雇用の適格者を紹介できない。 求人による試行雇用前の適性、能力等の見極めを行う選考等による多数の不採用例や若年者等トライアルの場合の適用年齢(40 歳未満)の上限に近い求職者の応募がしにくい年齢制限の例あり。 <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 求職者の適職への就職実現、希望する仕事への就職可能性の拡大という職業訓練の効果を発揮させるため、職業訓練修了間際の求職者に対し、より一層、職業相談やキャリアコンサルティング等の支援を行うとともに、職業訓練修了後には、能力開発施設等と連携して、訓練受講が有利に働くような職種を紹介を徹底するよう安定所を指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 職業訓練 適職への就職実現、未経験職種への転職のために能力等が不足している場合に実施(紹介要領)</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 職業訓練の結果を踏まえた職業紹介が不十分</p>	<p>求人数を上限とした紹介とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対し、トライアル雇用制度の趣旨について理解を求め、年齢制限の撤廃や書類による選考を行うことのないよう勧奨を行うこと <p>を徹底するよう指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況について、平成 24 年 8 月に確認した結果、一部の安定所(16 所)に改善の余地がみられたため、再度、徹底指導を実施</p> <p>⇒③ 2月1日安定部長会議において、総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよう、フォローアップの適切な実施を労働局に指示</p> <p>また、平成 24 年 8 月に全安定所を対象に行った勧告への対応状況の調査の結果、対応が不十分であったため改善の必要が見られた一部の安定所(16 所：うち、対象者名簿の作成関係 13 所、求人数を上限とした紹介の励行関係 2 所、年齢制限の撤廃についての調整関係 1 所)の対応について、平成 25 年 10 月に再度実態調査を行い、適切な対応が実施されていることを確認</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→④ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知や平成 24 年 4 月 18 日に発出した各労働局職業安定部長、各都道府県職業能力開発主管部(局)長並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長及び公共職業訓練部長宛て通知(『関係機関の連携等による職業訓練関係業務の効果的な実施について』(職首発 0418 第 1 号・職派若発 0418 第 1 号・能能発 0418 第 1 号))を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定所は、職業訓練修了 1 か月から 2 か月前を目途に職業訓練受講者に対して就職希望アンケートを実施し、その結果を就職支援に活用する。また、公共職業能力開発施設の就職支援担当は、職業訓練受講者に対し、キャリア・コンサルティング、面接指導などの就職活動の知識の付与、求人情報の収集・提供などの就職支援に積極的に取り組むとともに、職業訓練修了 1 か月前をめど

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練受講後、訓練を受けた職種と関係性が薄い職業の紹介を受けて不採用になっている例(名古屋中安定所など) ・ 訓練修了後、1か月以上未紹介状態が続いている例(広島東安定所など) 	<p>に安定所における職業相談を勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練修了後の求職者に対して、能力開発施設において作成した評価シートを活用した職業相談を行う等、訓練実施機関との連携による訓練効果をいかせる就職支援の強化を徹底するよう指導 <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成24年9月24日付で各労働局職業安定部長に通知し、指導</p> <p>⇒④ 2月1日安定部長会議において、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、以下の事項を労働局に指示</p> <p>【主な指示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職の緊要度の高い求職者（職業訓練受講者等）に対する重点的な就職支援（求職情報公開、個別求人開拓等） ・ 訓練受講者・修了者の就職支援についての訓練実施機関と安定所との役割分担の明確化 ・ 総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよう、フォローアップの適切な実施 <p>また、勧告対応状況調査により、平成25年度当初（4月・5月）における勧告事項についての全安定所（525安定所）の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練受講者に対する訓練成果を生かせる職業への就職支援を基本とした、積極的な職業紹介の実施：実施所割合 99.2% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（平成25年6月～8月）結果により、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>⑤ 就職を急ぐ求職者や安定所の支援への期待度が高いものの求人の応募と不採用を繰り返す求職者に対し、重点的かつ積極的に、計画的職業紹介等の支援を実施するため、求職者の緊要度を的確に把握・記録し、緊要度に応じた効果的な支援を実施するよう安定所を指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 求職者のニーズ・状況を踏まえた職業紹介業務の実施 雇用保険の受給の有無、求職者側の意欲及び安定所に対する期待度により「緊要度」(コード番号0～9で表示)を判断し、求職票に記入。その後の効果的な支援に活用(紹介要領)</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 求職者のニーズ・状況を踏まえた支援が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊要度が未把握 …………… 20 安定所 103 人 ・ 緊要度が高いものの、応募と不採用を繰り返す求職者に特段の支援が未実施 …………… 12 安定所 18 人 ・ 緊要度の高低と相談件数、紹介件数等の多寡が逆転 …………… 5 安定所 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業相談やキャリア・コンサルティングにより、スキル不足等が求職活動を阻害している等の状況にある者の適切な訓練コースへの誘導を実施(全ての安定所) ・ 訓練実施機関への日常的な求人情報の提供を行い、訓練受講生に対する訓練受講中の就職支援を実施(全ての安定所) ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について(前出)により、個別支援の必要な訓練受講者(修了者含む)に対する担当者制による就職支援などの指導の徹底を労働局に指示 (改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認) <p>〈改善状況〉</p> <p>→⑤ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、緊要度の的確な把握・記録の徹底、緊要度に応じた支援の徹底について指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成 24 年 9 月 24 日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒⑤ 2 月 1 日安定部長会議において、基本業務総点検結果を踏まえた重点事項として、以下の事項を労働局に指示</p> <p>【主な指示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職の緊要度の高い求職者(雇用保険受給者、職業訓練受講者、雇用調整対象者等)に対する重点的な就職支援(公共職業訓練への誘導や受講あっせん基準の明確化) ・ 総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよう、フォローアップの適切な実施

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑥ 未充足求人について、その原因分析を行い、分析結果に基づく求人条件緩和指導を行うとともに、求人条件を緩和した求人を所内掲示、求人検索端末、ハローワーク・インターネットサービス等を活用して周知を行うなど、未充足求人のフォローアップを強化するよう安定所を指導すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 未充足求人に対するフォローアップの実施</p> <p>一定期間紹介がない未紹介求人、未充足のまま有効期間が満了した無効求人に対して、充足に至らなかった原因分析に基づく条件緩和指導、当該求人の周知等を実施(紹介要領)</p>	<p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初(4 月・5 月)における勧告事項についての全安定所(525 安定所)の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者の就職可能性を高めるために必要な訓練に誘導：実施所割合 99.8% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング(6 月～8 月)結果により、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者担当制を実施し、緊要度の高い者等を選定して個別支援を実施(おおむね全ての安定所) ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について(前出)により、担当者制による就職支援などの指導の徹底を労働局に指示 <p>(改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認)</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→⑥ 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、未充足求人の原因分析とフォローアップの徹底について指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況については、各労働局職業安定課長ヒアリングにより把握し、対応が不十分である部分については、平成 24 年 9 月 24 日付けで各労働局職業安定部長に通知し、指導したほか、現在、各安定所における基本業務総点検結果を分析中であり、今後、必要に応じ各労働局に個別指導を実施</p> <p>⇒⑥ 2 月 1 日安定部長会議において、基本業務総点検結果を踏まえた</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <p>○ 相当期間充足しない求人のフォローアップが不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未充足のまま失効後、更新した求人 930 求人のうち、条件緩和指導を実施していないもの …………… 30 安定所 646 求人(73%) ・ 求人条件の緩和を実施したにもかかわらず所内掲示や求人情報誌への掲載といった再周知のための方策を未実施……………10 安定所 	<p>重点事項として、以下の事項を各労働局職業安定部長に指示</p> <p>【主な指示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人ニーズに即した求職者情報の検索等に基づく能動的あっせん、求人条件に係るきめ細かな助言・緩和指導とこれを踏まえた積極的PR ・ 総務省勧告指摘事項の完全達成が図られるよう、フォローアップの適切な実施 <p>また、勧告対応状況調査により、平成 25 年度当初（4 月・5 月）における勧告事項についての全安定所(525 安定所)の実施状況を把握</p> <p>【勧告事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未充足原因の分析の実施：実施所割合 97.0% ・ 更新求人に対する求人条件緩和指導の実施：実施所割合 99.2% ・ フォローアップを行った場合の記録の実施：実施所割合 98.3% <p>さらに、各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング（平成 25 年 6 月～8 月）結果により、以下のとおり勧告事項に対応していることを確認</p> <p>【各都道府県労働局職業安定課長ヒアリング結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人更新時の求人条件緩和指導を求人・求職バランスシート等を活用して実施（全ての安定所） ・ 未充足求人のうち、条件緩和等が行われた求人を庁舎内掲示又は求人情報提供端末により求職者に周知（全ての安定所） ・ 取組が一部不十分である、又は取組の更なる充実が期待される事項については、『平成 25 年度職業安定課長ヒアリング』の結果について」（前出）により、求人充足会議の定期開催、全職員等による事業所訪問の計画策定などの指導の徹底を労働局に指示(改善の余地が見られた一部の安定所については、平成 25 年 10 月に、適切な対応を実施していることを再度確認)

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 地方公共団体等に対する支援・連携強化</p> <p>(1) 地方公共団体における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体等の需要を踏まえ、同団体が職業紹介等を実施するに当たって必要とする労働市場に係る情報を可能な限りきめ細かく提供できるよう安定所を指導すること。</p> <p>② 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体に提供する求人情報の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、職業紹介や雇用施策等に関連して、相互に連絡、協力することとされている（雇用対策法）。</p> <p>また、労働局・安定所は、無料職業紹介事業を実施する地方公共団体や民間団体に対して、求人情報の提供等の連携を実施（紹介要領）。</p> <p>○ 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)では、安定所の職業紹介業務等が一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 地方公共団体・民間団体が実施する無料職業紹介事業に資する情報提供が不十分</p> <p>→ 職業紹介や就労支援を効果的に行うため、安定所単位ではなく、市町村単位の労働市場情報の提供を希望する地方公共団体あり。全国の安定所(545 安</p>	<p>このほか、平成 25 年 2 月 28 日付け「求人者サービス、充足支援の強化に係る当面の取組みについて」(職首発 0228 第 1 号)及び同年 8 月 26 日付け「『求人充足サービス推進要領』の制定について」(職首発 0826 第 3 号)により、未充足求人に対する充足サービスの充実強化を各労働局長及び職業安定部長に指示</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→①② 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当国会議及び安定部長会議等において、i) 地方公共団体の求めに応じて、ハローワークシステムの統計機能を活用し、「労働市場情報」を可能な限りきめ細かく提供する、ii) 地方公共団体に対して、安定所内で公開している求人情報以外の求人に係る情報の必要の有無を確認し、必要とするものには定期的に提供する、よう指導。併せて、地方公共団体からの問い合わせに応じて、求人の充足状況等について確認・回答するよう指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況(平成 24 年 9 月時点)について確認した結果、地方公共団体から要望・照会があるものについては、対応が図られており、労働市場情報のきめ細かな提供については 38 労働局で、求人情報以外の求人に係る情報については 29 労働局で提供され、また、照会があった 8 労働局において求人の充足状況の情報提供を実施</p> <p>⇒①② 平成 25 年 8 月 1 日付け「一体的実施事業の運営の改善等雇用対策における国と地方自治体の連携強化の方向性について」(職公発 0801 第 1 号)により、地方公共団体の雇用対策に資するよう、地方公共団体単位での労働市場情報や、地方公共団体の区域を就業場所とする求人情報一覧表、求職情報一覧表等を、地方公共団体の要望に応じて積極的に提供するよう指示</p> <p>地方公共団体からの要望により、現在 17 の地方公共団体に対して安定所から電子媒体による求人情報の提供を実施中</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>定所)のうち、複数の市町村を管轄するものが大半(509 安定所)。</p> <p>→ 無料職業紹介事業を実施する団体の中に、①提供される求人情報を拡大してほしい、②業務の効率化のため、安定所から情報提供された求人の充足状況を早期に把握したい、とする意見あり 等</p> <p>※ 調査対象安定所が所在又は隣接する地方公共団体 41 団体 (10 都道府県、31 市区町) を調査</p> <p>(2) 民間団体等が実施する職業紹介事業等に対する支援及び指導 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 無料職業紹介事業を実施する民間団体等に提供する求人情報等の提供内容の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。</p> <p>② 求人情報提供事業指導援助事業の委託契約内容を見直し、受託事業者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容を関係労働局等に回報する仕組みとすること。</p> <p>③ ②の受託事業者から報告された情報と併せ、労働局等が独自に把握した不適正な民間求人広告や苦情を踏まえ、求人者に対する指導を積極的に実施するとともに、可能な限り求人情報提供事業者に対する法令遵守の協力依頼をするよう労働局等を指導すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、求人情報誌等の求人情報を労働市場において適正・信頼できるものにし、求人条件と採用後の労働条件の相違等が要因となる雇用のミスマッチを防止等のため、求人情報誌等の求人広告掲載内容のチェックなどを内容とする、求人情報提供事業指導援助事業を委託事業((社) 全国求人情報協会(以下「協会」という。))が受託)として実施</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 協会から厚生労働省に対して行う受託事業に係る報告は、類型別の指摘等件数などの実績にとどまり、厚生労働省が指導・助言をするために必要な指摘に係る具体の企業名や内容の報告なし。</p> <p>○ 労働局・安定所における不適正な民間求人情報に関する苦情の受付件数は、近</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>⇒① 平成 24 年 2 月 2 日付け通知を基に、上記の担当者会議及び安定部長会議等において、無料職業紹介を実施する民間団体等に対して、安定所内で公開している求人情報以外の求人に係る情報や職業訓練一覧表等の必要の有無を確認し、必要とするものには定期的に提供するよう指導。併せて、民間団体等からの問い合わせに応じて、求人の充足状況等について確認・回答するよう指導</p> <p>なお、これらを踏まえた各安定所における対応状況(平成 24 年 9 月時点)について確認した結果、無料職業紹介事業を実施する民間団体等から要望・照会があるものについては、対応が図られており、求人情報以外の求人に係る情報については 29 労働局で提供され、また、照会があった 8 労働局において求人の充足状況の情報提供を実施</p> <p>⇒① 平成 26 年 9 月から、ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネス事業者に対してオンラインで提供する予定</p> <p>⇒② 求人情報提供事業指導援助事業については、平成 24 年度から委託内容を見直し、受託者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容を、適時に本省へ報告させることとし、その内容を厚生労働本省から関係労働局等に周知する仕組みとした。</p> <p>⇒② 平成 24 年度より、受託者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容については、適時に報告させ</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>年、実績がない又は1件程度が5労働局で、最も多い東京労働局でも年間20件程度。一方、独自の調査を実施して不適正な求人広告に対し積極的な是正措置を講じている労働局等(沖縄等)あり。</p> <p>3 職業相談員等の非常勤職員の配置及び公募の適正化 (勧告要旨)</p> <p>① 求人開拓推進員について、安定所における求人開拓推進員の活動実績や開拓求人の充足状況の把握、分析結果及び年間目標の達成状況に基づく統一的な配置基準を定め、優先度を考慮した配置を行うこと。</p> <p>② 各種相談員の募集に当たっては、インターネットを通じた求人情報の公開の徹底など公平・公正な採用手続が行われるよう労働局及び安定所への指導を徹底すること。</p> <p>(説明) <<制度の概要>></p>	<p>ており、厚生労働省から関係労働局等への周知は、平成25年度末より開始予定</p> <p>平成24年度に受託者がチェックを行った約24万件の広告のうち、不適正な記載があったものが約1万6,000件。その内容としては、件数の多い順に、「賃金」、「勤務時間」、「募集職種」に関するもの</p> <p>平成24年度に受託者が受け付けた苦情・相談は、828件。苦情内容として主なものは、「応募時の対応」、「会社の対応への不満」、「賃金形態の相違」</p> <p>→③ 平成24年2月16日に発出した各労働局職業安定部長(一部需給調整事業部長)宛て通知(『「公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について』(職派需発0216第1号))により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人情報提供事業指導援助事業の受託事業者から報告された情報と併せ、労働局等が独自に把握した不適正な民間求人広告や苦情を踏まえ、求人者に対する指導を積極的に実施すること ・ 可能な限り、求人情報提供事業者に対する法令遵守の協力依頼をすること <p>を徹底するよう指導</p> <p>⇒③ 上記通知に基づき、引き続き労働局等を指導</p> <p>〈改善状況〉</p> <p>→① 求人開拓推進員については、平成24年度の配置に当たり、各労働局に対して、その活動実績や活動目標の達成状況の分析結果等の指標に基づく配置基準を示し、これに基づき地域事情を見極めた上で効率的・効果的に管内安定所に配置するよう、平成24年2月2日付け通知、担当者会議及び安定部長会議等において指導</p> <p>⇒① 求人開拓推進員については、平成24年度からその活動実績や活動目標の達成状況の分析結果等の指標に基づく配置基準に則し、安</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 各種相談員の配置数 各労働局及び安定所には、職業相談員や求人開拓推進員など各種相談員が約1万3千人配置(職業紹介関係職員約2万人の7割(平成22年度))</p> <p>○ 求人開拓推進員の配置方針(指示) 厚生労働省は労働局に対して、求人倍率、求人・求職の増減の状況、適用事業所数等を総合的に勘案した求人開拓推進員の配置を指示</p> <p>○ 求人開拓推進員の活動目標 求人開拓推進員1人当たりの年間求人開拓数480人(月40人)以上、同開拓求人充足数180人(月15人)以上の目標値を設定(「平成22年度求人開拓事業の具体的取扱いについて」(平成22年3月30日付け職首発0330第3号 職業安定局首席職業指導官))等</p> <p>○ 職業安定行政関係の相談員に係る管理業務 安定所における各種相談員の募集、選考、採用、配置等に関する業務については、「職業安定行政関係の相談員に係る管理業務について」(平成20年1月28日付け職総発第0128001号職業安定局総務課長通知。平成23年2月7日新通知発出)及び相談員ごとの設置要綱・要領に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集に際しては、公的な身分と職務内容から、縁故による募集・採用の禁止、求人票のハローワークインターネット上での原則公開を指示 <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 求人開拓推進員は、平成21年度に1,215人増員</p> <p>○ 31安定所における相談員1人当たりの業務量を比較すると、求人部門の格差が大きく(新規求人数4.0倍、雇用保険適用事業所数6.0倍の差)、求人開拓推進員の配分がアンバランス</p> <p>○ 31安定所の中には、求人開拓推進員の求人開拓実績が目標を達成していないもの(8安定所)、開拓求人充足目標を達成していないもの(14安定所)等がある一方、「事業所を回りきれていない感もあり、求人開拓推進員が確保できれば、まだ求人を増やせると思う」との意見を有する安定所(飯田橋安定所)あり。</p> <p>○ 労働局・安定所が求人者となる各種相談員の求人情報がインターネット上で公開されていないものが31安定所75件中13安定所26件 これらの中には、他に応募者がおらず無競争で採用しているもの(7事例)や、特定の採用候補者に対象を絞って採用手続を進めているとみられるもの(2事例)あり</p>	<p>定所に配置</p> <p>⇒② 相談員の募集については、国民が広く応募の機会を得られるようにする必要のあることから、原則として、全て安定所の求人として安定所庁舎内及びハローワークインターネットサービス上で公開することとしており、平成24年1月31日付けで、改めて周知徹底の事務連絡(「職業安定行政関係相談員の求人公開の徹底について」)を各労働局宛てに発出し、指導</p> <p>⇒② 職業安定行政関係相談員の求人については、調査対象31安定所を含め、全て安定所の求人として安定所庁舎内及びハローワークインターネットサービス上で公開</p>